

やまねっと通信

2013・12

第2号

発行：社会福祉法人やまねっと

〒242-0028 大和市桜森3-4-2 大和泉の森作業所内 TEL 046-264-2218

~~~~~使ってみよう！制度のはなし①~~~~~

## 障害者総合支援法の短期入所について

制度があってもなかなか使うことができない。わかっていてもなかなか一歩が踏み出せないのが短期入所ですね。以前はショートステイともいわれましたが、障害者総合支援法では短期入所という制度です。ご家族の病気等の緊急時から、レスパイト（家族が介護から解放される時間をつくり心身疲労やとも倒れなどを防止することが目的）でも利用できます。

障害程度区分1以上の人利用できる制度です。福祉施設を利用する福祉型と病院、診療所、老健施設等が行う医療型がありますが、医療型は利用できる人が限られているので、福祉型を説明します。

福祉型は障害者支援施設（以前は入所施設といっていました）等で実施しています。障害者支援施設の部屋を一部利用して行うのが併設型、空床型といえます。大和周辺では、福田の里、星谷学園、綾瀬ホーム、貴志園、さがみ野ホームなどで実施しています。短期入所専用建物に建物を建てて実施するのが単独型です。大和周辺ではアガペ第2作業所が6人定員で実施しています。

障害者自立支援法ができて利用しやすくなったのが短期入所ではないかと思います。障害程度区分を受けて、障害者受給者証をもらう時に市の担当者から「短期入所を利用しますか？」と聞かれませんでしたか？「します」と答えたと、障害者受給者証2ページめの介護給付というところに短期入所と記入され、5日/月（月に5日利用可能）などと記入されます。障害者総合福祉法では市町村が受給者証を発行し利用量を決定します。短期入所は障害者受給者証をもらわないと利用できません。

受給者証をもらったなら、施設と契約をします。どの施設も「短期入所を利用したいのですが」と連絡をすると担当者が丁寧に説明してくれます。利用する理由を言わなくても大丈夫です。市からの決定量を超えない限り受けてくれると思います。ただ、施設によっては希望日が利用できないこともありますので、担当の人と相談をしたほうが良いと思います。契約をした日に利用するのは難しいと思いますので、ゆとりをもって連絡をしてみましょう。下記は大和周辺の4市で知的障害の人が利用できる短期入所の事業所です。

| 事業所名        | 所在地           | 電話番号         | 定員  |
|-------------|---------------|--------------|-----|
| 福田の里        | 大和市福田74       | 046-267-8425 | 5人  |
| 星谷学園        | 海老名市杉久保南3-3-8 | 046-238-8004 | 4人  |
| アガペ第2作業所    | 座間市小松原2-10-14 | 046-254-7111 | 6人  |
| 綾瀬ホーム短期入所   | 綾瀬市吉岡2337     | 0467-77-6611 | 10人 |
| カビーナ貴志園     | 綾瀬市吉岡2381-1   | 0467-78-4178 | 4人  |
| さがみ野ホーム短期入所 | 綾瀬市深谷中7-1-9   | 0467-76-2600 | 2人  |

## 季節のコラム

### 紅葉狩り

紅葉を鑑賞する習慣は奈良時代から始まったと言われ、万葉集にも登場しています。紅葉を鑑賞するのに、紅葉狩りというのは、どうしてでしょう？

狩るとは獣を捕まえるということですが、花や草木を探し求めるという意味もあるそうで、果物を採る場合にも使われます。（いちご狩り、ぶどう狩りなど）また、当初紅葉を集めて楽しんでいたのが、眺めることに変わっていったという説もあります。

遠くから眺めるのもよし、紅葉の中を散策するのもよし、日本の秋を満喫したいですね。